

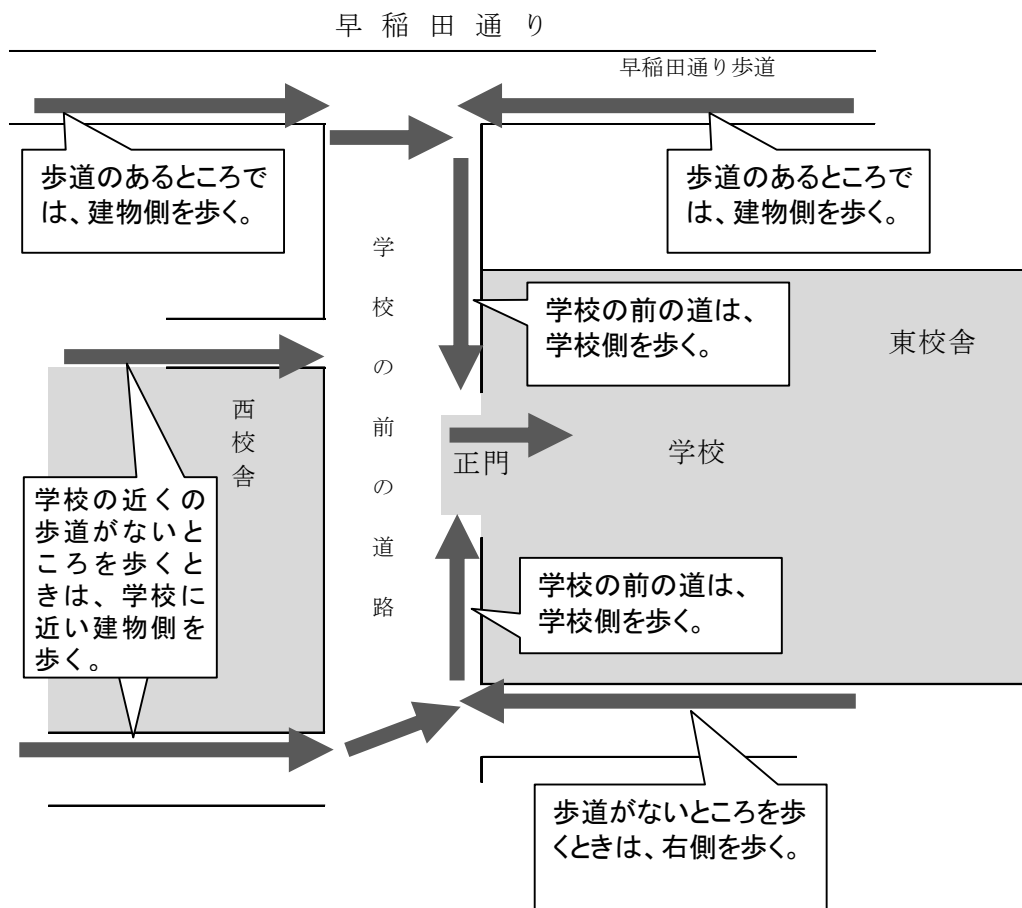
II 交通安全について

児童が、交通事故にあわず、安全に登下校等ができるよう、次のように指導しています。保護者・地域の皆様におかれましても、ご家庭等でお子様と、交通安全について話題にし、ご指導いただけますようお願いいたします。

おとなの目が複数あることは、交通安全だけでなく、防犯にもつながります。お時間のゆるす範囲で、児童といっしょに登校・下校する、また、児童が登下校する時間帯に家の前に立つ、などのご協力をいただけますと、地域の安全度が高まります。土曜授業の朝は、PTAの方々、「安全運転見守り隊」の方々が通学路に立って、児童の登校の安全を見守ってくださっています。「家の前に立つ」ということでも、児童の安全のためには、ありがたい力になります。

I 交通ルール・マナーを守る

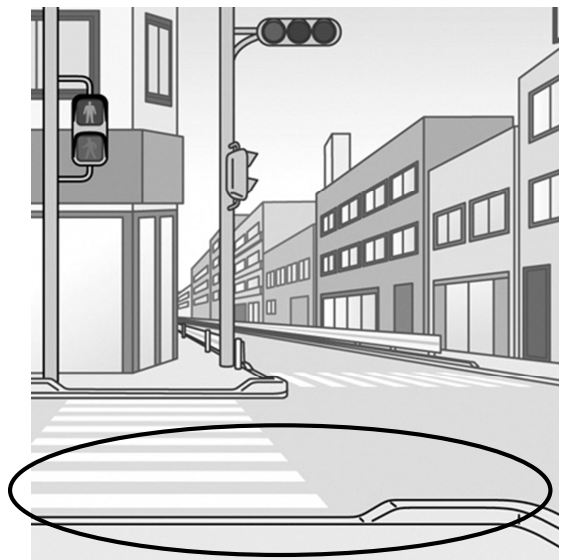
- 歩道があるところでは、必ず、歩道を歩く。
- 歩道のないところを歩くとき、道路で人とすれちがうときは、基本的には右側を歩く。
- ※ 学校の前の道路では、学校の建物側を歩く。
- 歩行者用の信号を必ず守る。
- 道路を横断するときは、横断歩道のあるところを渡る。飛び出しをせず、必ず止まる。「右・左・右」と周りの安全を確認してから渡る。
- 道路は、横に広がらずに歩く。



2 危険を予知する

- 自動車が急に発進するかもしれない。
→ 十字路や車庫から自動車が出てくるときは歩みを止めて待つ。
- 自動車が歩行者のほうに向かってくるかもしれない→ 車道と歩道の間ガードのあるところを歩く。交差点で待つときは、ガードのある後方に立ったり、車道からできる限り離れて立ったりする。

※ 早稲田通りなどの歩道を歩くときは、建物側を歩く。



大きな自動車の内輪差は？もしも！自動車の運転手がハンドル操作を誤ったら？！

信号待ちをするとき、道路に近いところで待つのは危険な場合があります。ガードレールの後ろに位置するなど、危険を予知する行動が大切です。

3 自転車の安全な乗り方を守る

- 13歳未満の子どもは歩道を走ることができる。歩道の中の道路側を走る。
- 2人乗りはしない。スマートホンや傘を持って運転しない。ヘッドホンをして運転しない。
- 他の自転車と横に並んで走らない。縦に列になって走る。
- 夜はライトをつける。
- 信号を守る。
- 一時停止の標識のあるところでは、自転車も一時停止する。
- ヘルメットをかぶる。
- 自動車の運転手と目を合わせる（アイコンタクトをとる）。
- 点検する。ブタはしゃべる（ブレーキ、タイヤ、ハンドル、車体、ベル）
- 自転車のベルは、見通しの悪い道路で、自分（自転車）のことを知らせるために鳴らす。歩いている人に鳴らすことはできない。

保護者の皆様も、児童の手本となるよう、安全な自転車の乗り方にご協力ください。

自転車利用者の守るべきルール（東京都民安全推進本部）

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外（歩道を通行できるのは、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき）
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④ 信号遵守
- ⑤ 交差点での一時停止と安全確認
- ⑥ 夜間はライトを点灯
- ⑦ 駐輪場を利用
- ⑧ こまめに点検整備
- ⑨ 万が一に備えて保険に加入
- ⑩ 大人も子どももヘルメットを着用
- ⑪ 次の運転は禁止
 - 並進運転
 - 傘差し運転
 - 二人乗り運転
 - 飲酒運転
 - 運転中のスマートホン・携帯電話の使用
 - 運転中のイヤホン・ヘッドホンの使用
- ⑫ ヘルメット着用

オモテ面もご覧ください。